再質問の方式
一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名　管理不全ごみ集積所の現状と、善意の清掃支援について

質問要旨

小川駅近くにある集合住宅のごみ集積所において、カラスによるごみの散乱や不法投棄の疑いが慢性的に生じており、近隣の住民や店舗主が善意で清掃を続けている。市民は市にも相談している。集合住宅の持ち主は遠方在住で、管理会社による管理も不十分と聞く。小平市まちの環境美化条例はこうした管理不全のごみ集積所に対する実効性がない。

管理不全のごみ集積所について、対応策も含めた現状を確認し、また市民による善意の清掃を市が支援する仕組みの整備も必要と考えるため、以下質問する。

1. 本件のように、ごみの散乱や不法投棄の疑いがあり、住民からの問い合わせが何度も続いているごみ集積所は、市内で何件ほどあるか。市は把握しているか。
2. 市は、本件のごみ集積所について、これまで具体的にどのような対応をしてきたか。
3. 1に示したようなごみ集積所について、市は通常、持ち主や管理者に対してどのような対応をするのか。改善が見られない場合、最終的に最も強い対応としてどのような手段を用意しているか。
4. 周辺住民が善意で清掃する際、どこまで手を出してよいのか分からない。私有地や道路では持ち主の承諾や占用の問題があり、倒れたごみ箱を起こす、壊れた箱を処分するだけでも、損傷や処理の責任を問われるおそれがある。市は、管理不全のごみ集積所について、持ち主や管理者へ是正を求めることは前提として、住民から善意の清掃申出があった際は、公園や道路ボランティア事業にならいながら、申出の記録、持ち主への確認、事故補償、ごみ袋の提供、清掃ごみの回収といった支援の仕組みを整備してはどうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 8 年 8 月 31 日　小平市議会議長　殿　　　小平市議会議員　氏名　安竹　洋平　　受付番号【　　】

26	25	24	23